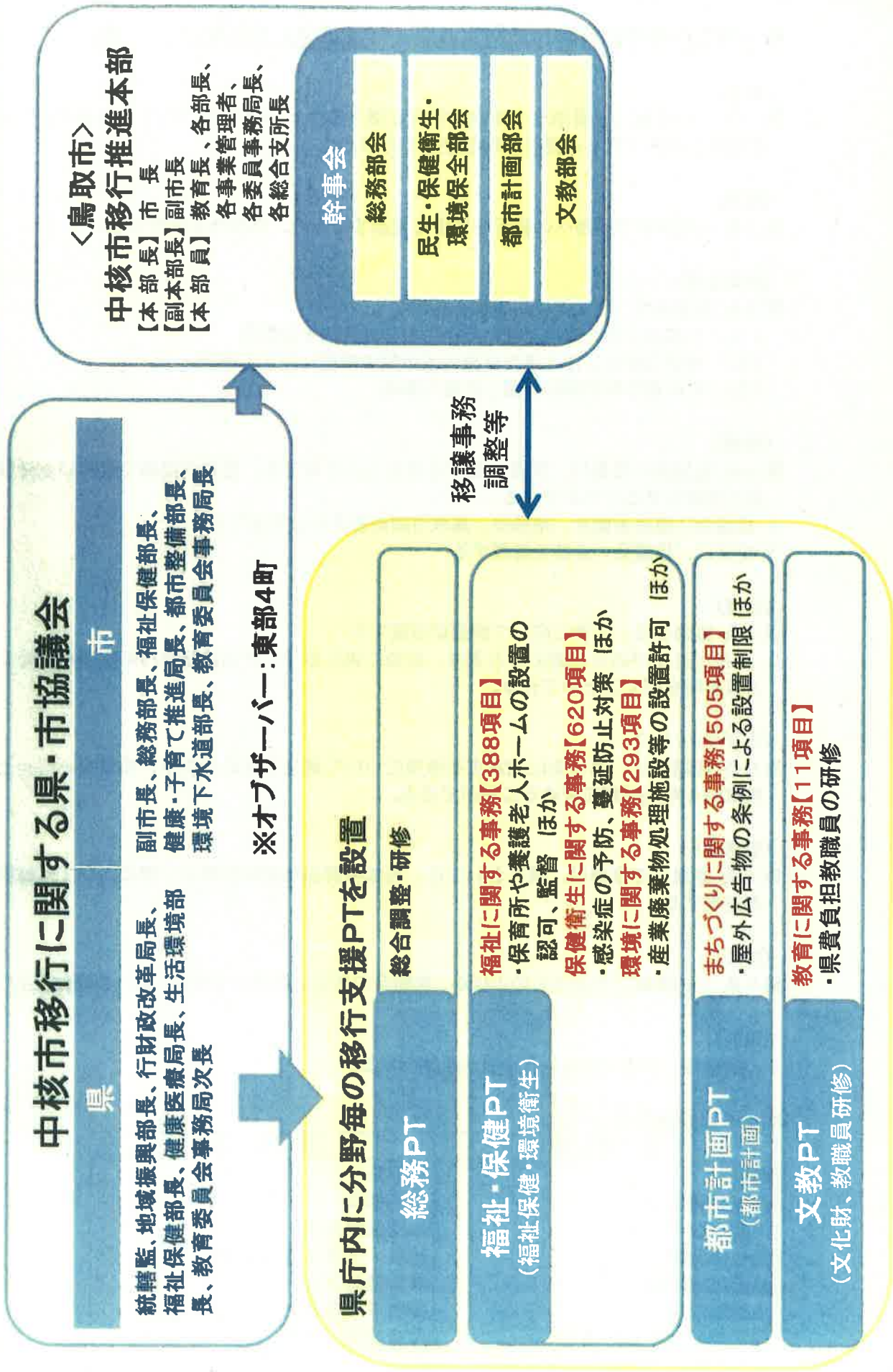


鳥取市の中核市移行に向けた県・市の推進体制(案)



◆「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」設置要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 鳥取市の中核市への移行を円滑に推進するため、協議会を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中核市移行を円滑に進めるための方針に関する事項
- (2) 中核市移行に伴う事務移譲の県市間の調整に関する事項
- (3) その他中核市移行に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 協議会に座長を置き、座長は、鳥取市副市長をもって充てる。

3 座長は、協議会の会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長が必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外に協議会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第3条に規定する事項について意見を求めるため、オブザーバーとして鳥取県東部4町の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、県においては、地域振興部地域振興課が、市においては総務部総務課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、県・市が協議して定める。

(附則)

この要綱は、平成26年8月4日から施行する。

別表（第3条関係）

鳥 取 県	鳥 取 市
統轄監	副市長
地域振興部長	総務部長
行財政改革局長	福祉保健部長
福祉保健部長	健康・子育て推進局長
健康医療局長	都市整備部長
生活環境部長	環境下水道部長
教育委員会事務局次長	教育委員会事務局長